

消耗品の自費購入に関する件

<p>通報内容</p>	<p>本件は、X局Y課において、A職員が自費で業務に使用する消耗品を購入し使用する行為等（以下「当該行為」という。）が組織として不適切な取扱いであるという通報である。</p>
<p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p>	<p>1 A職員が本件の業務に携わり始めた時期について 詳細な時期は不明とのことだが、A職員は配属後10年くらい本件の業務に関わっている。</p> <p>2 Y課のB課長、C係長、D職員、E職員、F係長、G職員、A職員へのヒアリング等により 判明した調査結果について</p> <p>(1) B課長・C係長へのヒアリング結果 A職員の当該行為について、B課長は認識しておらず、他職員からの報告等も受けていない。C係長はY課配属時の業務説明の際、他職員から聞いており、A職員に対し公費で購入した消耗品を使用するよう指示していたが、その後の改善状況の確認や指導等は行っていない。</p> <p>(2) D職員・E職員へのヒアリング結果 D職員及びE職員は、いずれもA職員の当該行為を知っていたが、注意や上司への報告等は行っていない。なお、E職員については、配属後からA職員の行為を認識しており、「問題であるとは思っていたが、注意できなかった」、「自分は公費で購入する消耗品の使用で十分だと思う」と述べている。</p> <p>(3) F係長・G職員へのヒアリング結果 F係長及びG職員は、いずれもA職員の当該行為について認識しておらず、予算要求をA職員から受けたこともないと述べている。</p> <p>3 A職員へのヒアリング結果について</p> <p>(1) 当該行為の事実の有無（事実であればその動機等）について 自費による消耗品の購入をいつから始めたのか正確な時期は分からないとのことだが、以前から自費で購入していたことを認めている。動機としては、業務上、色々な消耗品を試すことで成果を確認してみたかったと述べている。また、Y課の予算は最低限であり、公費購入だと納品までに時間がかかることから自費購入で試していたが、成果が良好と判断した消耗品は公費購入にしたとも述べている。</p> <p>(2) A職員の当該行為への認識と上司から注意を受けていた場合のその内容等について A職員は、消耗品の自費購入が不適切であるとの認識があったものの、業務上必要であると思い、当該行為に及んだことを認めている。また、別の担当職員には本当は自費購入がいけないことであると伝えており、令和5年度からはA職員も自身の行動を改めて、当該行為を行っていないと述べている。 なお、係長からは数回、数年前から注意をされていたが、自費購入が不適切であるとの認識があったものの、予算が足りないという認識のもと当該行為を続けていたと述べている。</p> <p>4 まとめ 調査の結果、A職員の当該行為について、その始期や期間は定かではないが一定期間に渡って行われていたことが確認された。ヒアリング結果では、長期間に渡って続けられていた可能性も否定できない。 本件の業務はY課の事業目的において必要なものであるが、業務に係る予算は、その事業目的等を踏まえ組織として決定されているのであるから、消耗品については決められた予算の範囲内で当然に賄うべきものであると考えられる。A職員は、試験的に色々な消耗品によ</p>

	<p>り本件の業務の成果を確認したいという動機から予算の範囲を超えて消耗品の自費購入を繰り返しているが、それが業務上必要だったのであれば、上司に相談した上で組織としての対応を考えるべきであり、当該行為に不純な目的がなかったとしても、正当な行為であるとは認められない。また、A職員自身も不適切であるとの認識を持っていながら、係長からの複数回の注意に従わず、消耗品の使用方法等について係長に相談することなく当該行為を繰り返してきたことは、横浜市職員服務規程に抵触するものである。</p> <p>当該行為は予算の制約が厳しい中で本件の業務の成果を確認する目的で行われているが、公務として認められるものではない。</p> <p>また、上司は注意・指導をしたとのことだが、結果として令和5年度にA職員が自ら行動を止めるまで従ってこなかったことは、それまでの上司による指導等が徹底されていなかったと言わざるを得ない。</p> <p>X局としてはこのような経緯を重く受け止め、Y課への私的な物品の使用や持ち込んではいけないことを改めてY課内で徹底し再発防止を図っていくとともに、A職員の言動にはこれまで以上に注意し、適時適切に必要な指導を行っていくとのことである。また、今後はY課として、明確な方針を持ち、どのような取組が必要なのかについて、責任職と職員が意見交換し、意思疎通を諮ることも必要ではないかと思料する。</p> <p>本件では、A職員が自費により購入していた消耗品について業務上の必要性などをしっかりと上司に説明・意見交換ができていれば、その後の状況が変わっていた可能性がある。今後、X局には、当該業務について、職員が上司や同僚に相談できるような組織風土の醸成や、責任職が指導を行った際には、その是正が確認されるまで継続的に指導・監督することをY課任せにせず、局の問題として取り組んでいくことが求められる。</p> <p>X局として再発防止に向けて取り組み、Y課がその役割を今後ともしっかりと果たしていただくことを求め、本委員会としての調査を終了する。</p>
本市の対応	<p>職場での私的な物品の使用等が不適切であることを改めて徹底するなど、再発防止に取り組む。</p> <p>A職員の言動にこれまで以上に注意を払い、適時適切に必要な指導を行っていく。</p>